

高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域再生法改正（令和6年10月1日施行）による措置に加え、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する。

<募集期間>

令和7年2月12日（水）～3月11日（火）

<提案事業の主な実施要件>

- ・資金面又は人材面の観点から、継続性を考慮したモデル的な取組であること。
- ・モデル事業に取組む民間事業者等と地方公共団体が連携し、住宅団地再生に取組むこと。
- ・事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること。

<事業主体（応募者）※>

地方公共団体及び以下のいずれかの要件に適合する都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

①地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等を予定している者（以下「推進法人等」という。）

②推進法人等と連携し、住宅団地再生に取組んでいる者

※ 複数の事業主体が連名により応募することや、1団地につき複数の団体が応募することも可能

<事業期間> 補助金の交付が開始された年度から**最大3箇年度以内**

<補助対象> 以下の①および②を組合わせ取組むことも可能

①団地再生の取組に向けた体制整備

補助率：10/10（300万円まで）

<取組内容の例>

○団地再生に取組む住民組織の構築（推進事業）

- ・有識者等の派遣による勉強会の開催
- ・住民組織の法人化 など



○地域課題の調査検討（推進事業）

- ・ワークショップによる地域住民の意見集約
- ・住民アンケートによるニーズ調査
- ・地域交通の導入可能性調査 など



○地域住民の機運醸成（推進事業）

- ・シンポジウムの開催
- ・地域イベント（夏祭り等）を活用した周知・啓発

○整備計画・事業計画の作成※（整備計画作成・事業計画作成）など

※整備計画および事業計画は、ハード整備に取組む際に必要となります。

②既存ストックの改修等によるハード整備

補助率：国 1/3 地方 1/3 ※

※ 地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸等する際の価格の減免や固定資産税等の減免など現物による負担を含めるものとする。

<取組内容の例>

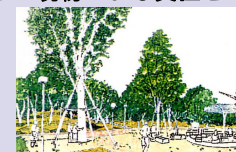
○既存ストックの改修による高齢者施設・

子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

○公共空間のバリアフリー化や、既存公共施設・

コミュニティ施設等の改修による整備

○公園、緑地、広場の整備 など



現物負担の例

○民間による現物負担

- ・空き家、空き地などの所有者が民間事業者等に譲渡又は賃貸する際の価格の減免 など

○地方公共団体による現物負担

- ・地方公共団体が所有する不動産を民間事業者等に譲渡又は賃貸する際の価格の減免
- ・モデル事業により整備された施設等に係る固定資産税等の減免 など